



第1回学校運営協議会



「ふるさとを愛し 夢に向かい 共に学び 行動する子」

令和8年4月17日(金) 13:30～15:30

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介
- 5 授業参観
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認（教頭）
- 7 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 8 前回の会議録、令和7年度協議会自己評価の確認（CS ディレクター）
- 9 熟議
 - （1） 学校運営の基本方針について概要説明（校長）
 - （2） 夢育やらまいか事業に対する意見書について（教頭）
 - （3） 学校支援について
- 10 連絡
 - ・ 次回開催日 7月8日（水）13:30～15:30

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 下阿多古小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月12日（木） 13時30分から16時00分まで
- 2 開催場所 下阿多古小学校 1階会議室
- 3 出席委員 新井 恵美子、 大栗 智恵、 内山 達也、 武田 あゆみ、 大石 見無雄、
高林 政三、 梅林 正行、 佐藤 聖徳
- 4 欠席委員 出野 光雄
- 5 オブザーバー 野沢 和好（下阿多古ふれあいセンター）、
- 6 学 校 木下 栄二（校長）、 藤岡 政哉（教頭）、 沖 みどり（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 沖 みどり
- 9 議長の選出

内山会長が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

- （1）学校関係者評価について
- （2）次年度の学校運営の基本方針について
- （3）学校運営協議会委員の自己評価について
- （4）夢育やらまいかCS加算分の報告

11 会議記録

司会の藤岡教頭から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）学校関係者評価について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・先生側から見た同じ項目のアンケート結果はないのか。先生方が子供に対し、家庭に対し、どう思われているか知りたい。（武田委員）
- ➔ 3つをリンクさせることで、資質の向上につながると思う。来年度、検討したい。（校長）
- ・道徳や生活習慣は、基本的には家庭での教育であると思う。もっと家庭への働きかけが必要ではないか。（高林委員）
- ➔ 家庭の役割も重要だと感じている。状況に応じて協力を仰いでいこうと思う。（校長）
- ・「読書・学習習慣」の割合が低い。書く力、読む力の低下が心配である。（高林委員）
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の割合も気になる場所である。家庭での環境に左右され、親としての行動が子供に影響を与えていると考える。親自身が自覚を持ち、生活習慣の見直しをする必要があると思う。（佐藤委員）
- ・「先生が相談にのってくれる」の項目に、「思わない」と回答した子が心配である。少数でも、そのような子を救う体制を整えてほしい。（野沢オブザーバー）
- ➔ すでに把握しており、小さな変化も見逃さず手立てを講じていく。（校長）

(2) 次年度の学校運営の基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき次年度の学校運営の基本方針について説明があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会委員の自己評価について

議長の指示により、会長から、別紙資料に基づき学校運営協議会委員の自己評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

【評価項目1】について

- ・よくできたと思う。発足4年目となり、協議会として、より子供たちのために、地域のためにと、協働して活動していく意味の大切さを、熟議を通して話し合うことができた。(武田委員)
- ・できなかったと思う。学校運営の基本方針は、なんとか理解できる。ただ、世代が大きく離れ、個人的な認識のズレを縮めるだけで終わってしまった。(大石委員)

【評価項目2】について

- ・よくできたと思う。地域で子供たちが減少している現実を再認識し、PTAの地域分担等にも触れ、今後の運営の道筋を感じる事ができた。(佐藤委員)

【評価項目3】について

- ・充分に行った。コミ・スクだよりやホームページ、学校だより等での発信は充実していたと感じる。(新井委員)
- ・行った。発信はできていたが、まだまだ保護者や地域全体への理解や認識には繋がっていないと思う。(大栗委員)

【評価項目4】について

- ・今までの協議会で熟議された活動を推し進め、さらに地域との繋がりを強めていく。(梅林副会長)
- ・地域学校協働活動として、無理なく持続可能な支援の形を再構築し、大人も子供もふるさとを愛する心を成熟していける熟議を活発に行う。(武田委員)

(4) 夢育やらまいかCS加算分の報告

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき夢育やらまいかCS加算分についての報告があり、活動内容の確認をした。

その他報告事項等

司会から、新年度第1回の会議は、令和8年4月17日(金)13時30分から1階会議室で開催する旨の報告があった。

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立下阿多古小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

次年度の教育目標を踏まえ継続的・持続的に熟議し、学校運営協議会の考え方を熟成させる。
子供たちが貴重な体験を積みために必要な人材や場所等の情報提供および発掘について熟議する。
委員が主体的に情報を取り入れ、地域を巻き込んで育成支援する体制づくりを熟議する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

協議会発足4年目となり、協議会として、より子供たちのため、地域のためにと、協働して活動していく意味の大切さを、熟議を通して話し合うことができた。また、学校教育目標をよく理解し、ふるさと下阿多古を愛する心の醸成に対し、各委員が前向きな意見や提案、問題点など発言することができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

地域内でも子供たちが減少している現実を再認識し、PTAの地域分担等にも触れ、今後の運営の道筋を感じる事ができた。
地域と学校のつながりを強め広げるために、主体的に活動する機会や必要な人材・場所等について活発な熟議をすることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

コミ・スクだよりやホームページ、学校だより等での発信は充実していた。しかし、残念ながら保護者や地域全体への理解や認識には繋がっていないと感じた。学校・家庭・地域の連携を深めるために何ができるのか、対策を考えていきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- 学校運営協議会として、委員自らが楽しみながら活動し、大人も子供も「ふるさとを愛する心」を醸成していける熟議を活発に行う。
- 今年度の協議会により活発に熟議された意見を無駄にすることなく、集約、精査し、次年度へと繋げていく。
- 地域と学校、保護者との連携を導き、子供たちの主体的な学びや豊かな体験活動へと繋げるための熟議を進めていく。

令和8年度 下阿多古小学校グランドデザイン

- ◆国の教育振興基本計画コンセプト
 - ・持続可能な社会の担い手の育成
 - ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
- ◆浜松市教育総合計画『描く夢や未来の実現』
 - ・自分らしさを大切にすることも
 - ・他者と協働し、主体的に行動できることも
 - ・自己調整しながら、粘り強く取り組むことも
- ◆清竜中学校区
 - 自分の良さに気付き、他者との関わりを大切にし、夢に向かって努力する子

- ◆校区の実態
 - 阿多古川と稲田を中心とした豊かな自然
 - 協力的で温かな保護者、地域
- ◆児童の実態
 - 明るく素直で何事にも真面目に取り組む。
 - 学年関係なく接することができる。
 - ▲自分で判断し、主体的に行動することに課題。
 - ▲交流の範囲が狭く、新しいことを創造したり、挑戦したりすることに課題。

校訓 「強く 正しく 朗らかに」

学校教育目標 ふるさとを愛し 夢に向かい 共に学び 行動する子

将来設計・選択の力
(今と未来のわたし)

他者に働き掛ける力・
コミュニケーション力
(大切な仲間)

計画・立案
・実行・評価の力
(計画と実行)

<知：確かな学力>

- 主体的に学習できるための授業研究と個に寄り添った支援
自己調整学習 情報活用能力の育成
- 考えや思いを伝え合い、学びを深めることができる交流の在り方の研究
ICT機器活用 三小合同授業
- 複式授業の学習スタイルをモデルとした学び方の確立と学習リーダーの育成

<徳：豊かな心>

- 主体的に活動するための機会や場の設定
「ひと」「もの」「こと」への感謝 時・人・場に応じた言動 「聴く⇔伝える」場の重視
- 多様性にふれ、他者を尊重し、自分の視野や考え方を広げる場の設定(多様性と包摂性)
気持ちのよい挨拶とありがとう 異学年交流 連合教育 三小合同授業
相手の気持ちに立った伝え方 情報モラル 折り合いをつける力
- 自分自身を見つめ直し、なりたい自分を思い描く場の設定
「振り返り」の場の工夫 キャリアパスポートの効果的な活用

<体：健やかな心身>

- 自分自身に応じた挑戦の場と自力解決の場の設定、及び個に寄り添った支援
「分かった」「できた」の承認 「分からない」と言える「やってみよう」と思える集団づくり
- 体力や技能の向上に向け、目標をもって運動に取り組むことができる場の工夫
- 心身の健康や安全に対する意識を高め、実践につなげる機会の設定

ふるさと下阿多古を愛する心

地域の人材や環境を活用した教育活動の推進による実感のある学びの設定
地域の「ひと」「もの」「こと」への感謝と、これからどう生かすか考える場の設定

安定した学校経営の基盤

- ◆ 児童・保護者・教職員が安心できる学校風土づくり(温かい関わり、いじめを生まない・見逃さない)
- ◆ 保護者や地域から信頼される学校の推進(学校HP・ブログ、各種たより、教育相談体制)
- ◆ 家庭との連携による学習・生活習慣の確立(家庭学習、教育相談、保健だより等)
- ◆ 児童の健康と安全を守る環境づくりと危機管理体制の構築(安全点検、防犯・防災、いじめ防止)
- ◆ 教職員の資質向上と心身の健康増進の両立(主体的な研修、「やりがい」がもてる働き方改革)

～心理的安全性のある関係性 学校、家庭、地域それぞれのウェルビーイングの実現～

(様式1)

令和8年4月20日

浜松市立下阿多古小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 市里 歩美 様

浜松市立下阿多古小学校運営協議会
会長 内山 達也

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月17日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 下阿多古地区は、地域の方々との交流が盛んであり、地域の方々を講師として招聘することで、ふるさとを愛する心や夢に向かい行動する力をつけるべきである。
 - ⇒ グランドゴルフクラブと竹細工クラブで地域住民を講師として招聘する。
 - ⇒ キャリア教育として地域の方々を講師として招聘する。
- ② 現在行っている米作り体験を充実させるべきである。
 - ⇒ 地域の方々に米作りのノウハウを教えていただき、子供が米作りに主体的に関わる場を設定し、米作りの苦労や収穫の喜び等を大いに感じさせる。また、米作りを通して、阿多古地区のすばらしさに気付くとともに、自分で決めた課題に対して、主体的に課題解決に取り組む子を育てる。

令和7年度 下阿多古小学校 地域学校協働活動

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生			桃狩り 鈴木堆保さん							天竜お話の会	昔の遊び 青葉会	校外学習 まち探検 ふれあいセンター 宗建寺
2年生										ゲスト 阿多古駐在 篤山さん	そろばん指導 下阿多古の昔と今	
3年生			ゲスト 下阿多古の昔と今 阿多古川について 大石欽也さん		なし狩り 鈴木堆保さん							
4年生												
5年生		あゆっ米 種まき 市川敏夫さん		校外学習 サウナ天竜 TAKIパーキング ※スクールバス		あゆっ米 すがい作り 青葉会	校外学習 あゆっ米 森のマルシェきごころ ※スクールバス	あゆっ米 脱穀・もみすり 市川敏夫さん	ゲスト 農業について 市川敏夫さん		あゆっ米販売 森のマルシェ きごころ ※スクールバス	
6年生						(4年～6年) クラブ活動	あゆっ米 稲刈り 青葉会・PTA (4年～6年) クラブ活動	(4年～6年) クラブ活動	読み聞かせ 下阿多古母親クラブ	読み聞かせ 下阿多古母親クラブ		(3年～6年) ゲスト 琴演奏 竹内紀子さん
全校		読み聞かせ 月1/火曜日 5月～3月	あゆっ米 田植え 青葉会・PTA 読み聞かせ 下阿多古母親クラブ	読み聞かせ 下阿多古母親クラブ		読み聞かせ 下阿多古母親クラブ	読み聞かせ クラブ活動 読み聞かせ 下阿多古母親クラブ	読み聞かせ 下阿多古母親クラブ	読み聞かせ 下阿多古母親クラブ	読み聞かせ 下阿多古母親クラブ		読み聞かせ 下阿多古母親クラブ